別表に掲げる家屋

別表　宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	愛媛県宇和島市津島町岩松八五五－一四
主屋	一棟	同　岩松八一〇－二
主屋	一棟	同　岩松九八〇－一

○文部科学省告示第百六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定めた件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表一中「廊下　一棟」を「上中町熊川34―18　一棟」を削る。

○文部科学省告示第百七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表一中「土蔵　一棟」を「輪島市黒島町八八　一棟」を削る。

○文部科学省告示第百八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年文部科学省告示第百七十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表四中

「主屋	一棟
付属棟	一棟
主屋	一棟」

を次のように改正し、

「主屋	一棟
付属棟	一棟
津山市西新町三五	一棟
津山市西新町三六	一棟」

を削る。

○文部科学省告示第百九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、令和三年文部科学省告示第百十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表二中「主屋　一棟」を「同　宮脇町二六　一棟」を削る。

○文部科学省告示第百十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、令和三年文部科学省告示第百十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年一月一日から適用する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　冨部　俊子

別表三中「付属屋　二棟」を「同　矢掛一九二七－一　二棟」を削る。

官庁報告

国家試験

令和７年度弁理士試験に係る委員等

令和７年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和７年９月19日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

役職	氏名	担当科目
本委員	井関　涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳　正之	工業所有権に関する条約
本委員	三尾美枝子	特許・実用新案
本委員	和田　雄二	理工Ⅴ（情報）
臨時委員	阿部　亨	特許・実用新案
臨時委員	今井　弘晃	商標／著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	今村　哲也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
臨時委員	梅野　宜崇	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	大江　修子	意匠
臨時委員	大西ひとみ	商標
臨時委員	清水　三沙	理工Ⅲ（化学）
臨時委員	砂田　祐輔	意匠
臨時委員	副田　圭介	特許・実用新案
臨時委員	高橋真紀子	商標
臨時委員	髙見　憲	商標
臨時委員	外川　奈美	工業所有権に関する条約
臨時委員	羽賀由利子	意匠
臨時委員	山口　裕司	意匠／著作権法・不正競争防止法
臨時委員	山本　典弘	意匠
試験委員	青木　大也	理工Ⅳ（生物）
試験委員	茜ヶ久保 公二	商標
試験委員	阿部　光知	意匠
試験委員	石井　茂樹	特許・実用新案
試験委員	石井　隆明	特許・実用新案
試験委員	井上　典之	工業所有権に関する条約
試験委員	井上　義隆	意匠
試験委員	今井　優仁	理工Ⅳ（生物）
試験委員	内田　剛	商標
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）